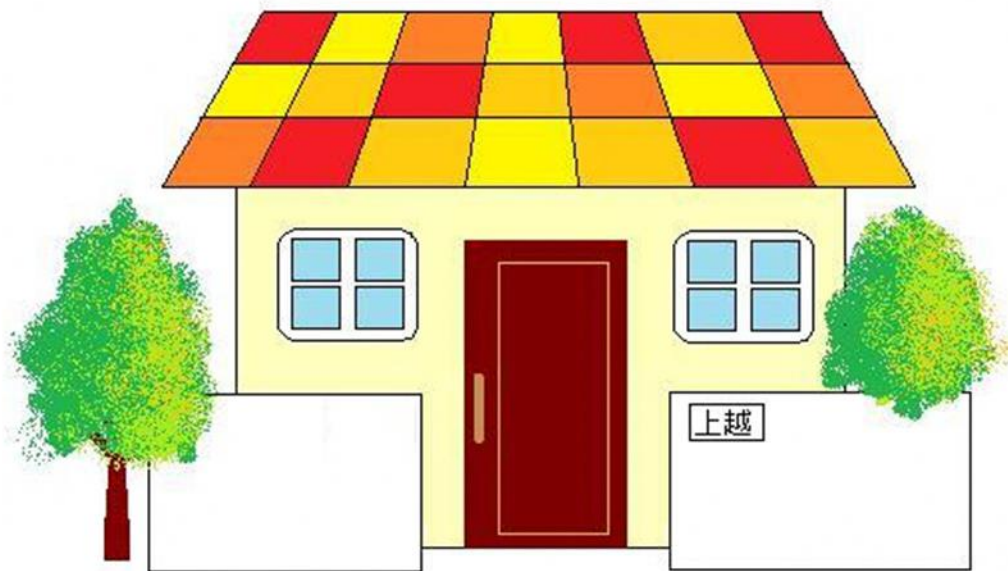


住所の変更のご案内

令和4年11月26日(土)から
事業区域内の住所が変わります



土橋第二地区土地区画整理組合

電話025-522-7245

〒943-0807 上越市春日山町三丁目17番8号

上越市 自治・市民環境部 市民課

電話025-520-5687

〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号

はじめに

当組合が施行している土橋第二地区土地区画整理事業の地区内は、当組合が行う換地処分の実施にあわせて、11月26日(土)から住所が変更となります。

地区内にお住まいの方や事務所等の住所が変わることにより、どのような手続が必要になるのかをまとめました。住所の変更についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

目次

- | | | |
|---|------------------------------|---------|
| 1 | 今回、お届けしたもの | 1 ページ |
| 2 | 別にお届けするもの | 1 ページ |
| 3 | 変更後の住所、本籍及び不動産の表示について | 1、2 ページ |
| 4 | 住所変更後の手続 | |
| | (1) 市役所等が住所を書き換えるもの | 2、3 ページ |
| | (2) 法務局が住所を書き換えるもの | 4 ページ |
| | (3) 実施日以降ご本人が住所変更の手続をする主なもの | 4～6 ページ |
| | (4) 事業所(法人)等が住所変更の手続をする主なもの | 6 ページ |
| 5 | 自動車運転免許証・運転経歴証明書の記載事項変更届について | 7 ページ |
| 6 | 国民年金又は厚生年金の手続について | 7 ページ |
| 7 | 不動産の住所変更登記について | 8、9 ページ |

1 今回、お届けしたもの

住所の変更のご案内	このパンフレットです。
住所変更通知書 (1枚)【黄色の紙】	新住所をお知らせするものです。
新地番一覧図(1枚)	区画整理事業区域内の新地番を表した図面です。
登記申請書(1枚)	不動産の所有者等の住所変更登記を行う際の申請用紙です。 記入例等、詳しくは8、9ページをご覧ください。

2 別にお届けするもの

住所変更証明書 (5枚)【普通紙】	住所の変更に伴う諸手続の証明書として使用します。 11月28日以降早めに郵送しますが、お急ぎの場合は11月28日以降、市役所市民課、南・北出張所、各総合事務所で発行します。(無料) 不足する場合は、請求期限はありませんので、必要の都度、請求してください。
----------------------	---

3 変更後の住所、本籍及び不動産の表示について

(1) 住所は新しい町名に変わります。

例(実施前)	上越市	大字土橋	〇〇〇番地(〇街区〇画地)
		↓	
(実施後)	上越市	土橋 新町名	〇〇〇番地

(2) 本籍の表示は「大字土橋」が新町名の「土橋」に変わります。他は変わりません。

例(実施前)	上越市	大字土橋	〇〇〇番地
		↓	
(実施後)	上越市	土橋 新町名	〇〇〇番地

※本籍の表示を「大字土橋」以外の町名から新町名の「土橋」に変更するときや、地番を変更するときは、戸籍の転籍届を届出してください。

※本籍の表示を変更したときは、自動車運転免許証の変更届が必要です。詳しくは7ページをご覧ください。

(3) 不動産の表示は新しい町名に変わり、小字は廃止されます。

例（実施前）	上越市	大字土橋	〇〇〇番地（〇街区〇画地）	※建物の場合
↓		↓		
（実施後）	上越市	土橋 新町名	〇〇〇番地	

4 住所変更後の手続

今回の住所変更に伴い、市役所や法務局において職権で書き換えるものと、ご自身で住所変更の手続をしていただくものがあります。

お手数ですが、それぞれ定められた手続をしていただきますようお願いします。
以下、その主なものを記載しましたので参考にしてください。

(1) 市役所等が住所を書き換えるもの（ご自身が手続しなくてよいもの）

件名	問合せ先	説明
住民票 印鑑登録原票	市役所 市民課 520-5685	市役所が新住所に書き換えます。
戸籍の附票	市役所 市民課 520-5685	本籍が上越市の場合、市役所が新住所に書き換えます。本籍が他の市町村の場合は、市役所が通知を出して書き換えを依頼します。
課税台帳	市役所 税務課 520-5649	市役所が新住所に書き換えます。
① 国民健康保険被保険者証 ② 国民健康保険限度額適用認定証 ③ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ④ 国民健康保険特定疾病療養受療証 ⑤ 後期高齢者医療被保険者証 ⑥ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ⑦ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ⑧ 老人医療費受給者証	市役所 国保年金課 ① 520-5714 ②～④ 520-5715 ⑤～⑧ 520-5717	実施日以降、新しい保険証等を郵送します。それまでは、今までの保険証等をご使用ください。新しい保険証等が届いたら古い保険証は破棄してください。

件名	問合せ先	説明
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 介護保険サービス利用者負担金 助成認定証	市役所 高齢者支援課 520-5706	実施日以降、新しい保険証等を郵送します。それまでは、今までの保険証等をご使用ください。新しい保険証等が届いたら古い保険証等は破棄してください。
① 障害福祉サービス受給者証 ② 自立支援医療受給者証 ③ 重度心身障害者医療費受給者証 ④ 特別児童扶養手当証書	市役所 福祉課 ① 520-5694 ②～④ 520-5695	新しい各種受給者証、特別児童扶養手当証書の発行は行いませんので、そのままお使いください。
児童手当 児童扶養手当 子ども医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成 妊産婦医療費助成 未熟児養育医療給付	市役所 こども課 520-5726	新しい各種受給者証の発行は行いませんので、そのままお使いください。
市立保育園・私立保育園名簿	市役所 保育課 520-5720	市役所が新住所に書き換えます。
学齢簿	教育委員会 学校教育課 545-9244	教育委員会で新住所に書き換えます。
公共サービス等	ガス・水道	それぞれの機関で新住所に書き換えます。 (しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますのでご了承ください。)
	電気	
	N T T	
	N H K	
	J C V	
	有線放送	
	郵便局	個別に届出をしなくても郵便物は届きます。 (当面の間、旧住所でも郵便物は届きます。) ※郵便貯金、保険等のご自身で手続きをお願いします。

(2) 法務局が住所を書き換えるもの

公簿名	問合せ先	説明
土地登記簿 建物登記簿	新潟地方法務局 上越支局	表題部は新潟地方法務局上越支局で新町名に変更されます。 ※ただし、所有者、抵当権等の住所は本人の申請がなければ 変わりません。詳しくは8、9ページをご覧ください。

(3) 実施日以降ご自身が住所変更の手続をする主なもの

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書の届出人が、本人や同一世帯員以外となる場合は事前にお問い合わせください。

件名	届出先	手続期限	必要書類等
マイナンバーカード	市役所市民課 520-5826 南・北出張所 各総合事務所	実施日以降お早め の手続をお願いします。	マイナンバーカード ※手続の際に暗証番号 が必要です。 ※e-Tax等の電子申請な ど電子文書の作成・送 信する際に利用する 署名用電子証明書は 失効します。引き続き 署名用電子証明書の 利用を希望する場合 は、本人による手続き が必要です。
住民基本台帳カード (顔写真付き) ※顔写真なしの場合、 手続は不要	市役所市民課 520-5826 南・北出張所 各総合事務所	実施日以降お早め の手続をお願いします。	住民基本台帳カード ※QRコード入りのカ ードをお持ちの方は 手続の際に暗証番号 が必要です。
在留カード 特別永住者証明書 ※みなし在留カード及び みなし特別永住者証明書 を含む	市役所市民課 520-5685 南・北出張所 各総合事務所	実施日以降お早め の手続をお願いします。	①在留カード (または外国人登録証明書) ②特別永住者証明書 (または外国人登録証明書) ※みなし在留カードを 含む

件名	届出先	手続期限	必要書類等
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	市役所福祉課 520-5695 各総合事務所 福祉交流プラザ	実施日以降ご都合の 良い時に窓口にお越 しください。	①各手帳 ②窓口にお越しになっ た方の本人確認書類 ・顔写真あり…1点 ・顔写真なし…2点
自動車運転免許証の住所 及び本籍変更	運転免許センター上越支所 電話 543-3100 上越交通安全協会（上越警察署内） 電話 524-2301 詳しくは7ページをご覧ください。		
国民年金・厚生年金	上越年金事務所 電話 524-4115 詳しくは7ページをご覧ください。		
共済年金・恩給・基金等 受給者	加入されている各共済組合・恩給局・基金等へ直接お尋ねくださ い。		
不動産（土地・建物）所有 者の住所変更登記	新潟地方法務局上越支局 電話 525-4133 詳しくは8、9ページをご覧ください。		
各種免許、許可、許可証等	各関係機関にお問い合わせの上、手続をお願いします。		
普通自動車及び自動二輪 車（250cc超）の住所変更	長岡自動車検査 登録事務所 電話 050-5540-2041	通常の場合、車検 又は売却時まで に手続をお願い します。	① 住所変更証明書 ② 自動車検査証 ③ 委任状（所有者と使 用者が異なる場合） ④ 申請書（届出先にあ ります。）
軽二輪車（126cc～250cc） の住所変更			① 住所変更証明書 ② 軽自動車届出済証 ③ 申請書（届出先にあ ります。）

件名	届出先	手続期限	必要書類等
軽自動車の住所変更	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 長岡支所 電話 050-3816-1851	手続をされなくても問題ありませんが、変更希望の場合は、管轄する窓口にて手続をお願いします。	① 住所変更証明書 ② 自動車検査証 ③ 申請書（届出先にあります。用紙代は無料です。）
<p>※125cc 以下の二輪車使用者・所有者の住所変更は市役所が新住所に書き換えるので手続の必要はありません。</p> <p>※普通自動車、自動二輪車、軽二輪車、軽自動車の住所変更を行政書士等にお問い合わせの場合は、その費用をご負担願います。</p>			
パスポート （令和2年2月以前に発行されたもの）	<p>ご本人がパスポートの最終ページの旧住所に二重線を引き、余白部分に新住所を記入します。</p> <p>※令和2年2月以降に発行されたものには、所持人の住所を記載するページはありません。最終ページの緊急連絡先の住所が変更となった場合は、旧住所に二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。</p>		
その他	<p>勤務先、学校、銀行、保険会社などで住所変更が必要なものもありますので、それぞれお手数ですが確認のうえ、手続をお願いします。</p>		

（4）事業所（法人）等が住所変更の手続をする主なもの

件名	届出先	手続期限	必要書類等
会社等の所在地及び代表者の住所の変更登記	新潟地方法務局 法人登記部門 電話 025-226-0955 ほか、本店の所在地を管轄する法務局	本店は2週間以内	新潟地方法務局法人登記部門にお問い合わせの上、手続をお願いします。

5 自動車運転免許証・運転経歴証明書の記載事項変更届について

運転免許証・運転経歴証明書をお持ちの方は、記載事項を変更する必要がありますので、**11月28日以降**、手続を行ってください。

届出先	運転免許センター上越支所 電話 025-543-3100	上越交通安全協会（上越警察署内） 電話 025-524-2301
受付時間	月曜日～金曜日 午前10時～正午、午後2時～午後4時 第2・第4日曜日 午前10時～正午、午後2時～午後3時 ※祝日・年末年始は休みです。 ※第2・第4日曜日それぞれの直前の金曜日は業務を行いません。 ※駐車場は有料です。	月曜日～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～正午 午後1時～午後4時
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許証 ・運転経歴証明書 ・住所変更証明書…11月28日以降に郵送します。 ※届出書は届出先に備え付けてあります。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料は無料です。 ・運転免許証に記載されている住所が実施前と異なる場合、運転免許証に記載されている住所から現在の住所につながるまでの住民票（1通350円）などが別途必要です。 ・運転免許証には本籍の記載がありませんが、ICチップの中には本籍の情報が入っていますので、換地処分の実施により本籍が変更になる方は、運転免許証の本籍の変更も必要です。該当者には事前にご案内文書を送付しますので、住所変更と合わせて手続をお願いします。 ・婚姻・転籍等により本籍が変更になった方で、その変更手続がまだの方は、本籍入りの住民票（1通350円）も別途必要です。 ・ご家族のうち、住所が住所変更実施区域外の方でも、本籍が実施区域内にある場合は運転免許証の本籍の変更手続が必要ですので、ご案内をお願いします。 	

6 国民年金又は厚生年金の手続について

国民年金・厚生年金を受給されている方、国民年金・厚生年金に加入している方は、日本年金機構（上越年金事務所）が新住所に書き換えを行うため、基本的に手続の必要はありません。

問合せ先 上越年金事務所お客様相談室 電話 524-4115

7 不動産の住所変更登記について

登記簿に記載されている土地及び建物の所在（表題部）は、法務局が職権で変更しますが、所有者の住所や抵当権設定者の住所（権利部）は、**売買・贈与・抵当権設定の際までに**新住所に変更する必要があります。（売買・贈与・抵当権設定の登記の際に申請することも可能です。）

申請先	新潟地方法務局上越支局 電話 025-525-4181
受付時間	月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
必要書類等	「不動産登記申請書」は、新潟地方法務局上越支局の窓口にも備え付けてあります。（法務省または新潟地方法務局のホームページからダウンロードもできます。） ① 住所変更証明書・・・ 11月28日以降に郵送します。 ② 印鑑（認印は可ですが、スタンプ形式のものは不可です。） ・なお、不動産の所在地番等を事前にご確認ください。
その他	・ 土地区画整理事業の換地処分に伴う登記作業中（11月28日より約2ヶ月間）は、申請することができませんのでご注意ください。 ・住所変更証明書の添付により、登録免許税は無料になります。ただし、司法書士等に依頼された場合は手数料がかかります。 ・電話による手続案内を希望される方は、事前予約制になりますので、 電話予約をお願いします。（登記部門 直通 025-525-4181） ・現住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、その移転等の経過を証明する住民票（ 1通350円 ）などが必要です。

●申請書記載に当たってのお願い

1. 登記申請書の用紙は全ての世帯に配付いたします。不足する場合はコピーしてご利用ください。
2. パソコン等で作成していただいても結構です。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
3. 文字は、インク、黒ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
4. 申請書は添付書類とともに左綴じにして提出してください。
5. 郵送による申請も可能です。封筒の表に「**不動産登記申請書在中**」と記載の上、**書留郵便**で送付してください。返信用の封筒は、返信先の住所、氏名を記載し、簡易書留分の切手を貼ってください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和4年11月26日 町名地番変更

変更後の事項 住所 上越市土橋〇〇〇番地

申 請 人 住所 上越市土橋〇〇〇番地

氏名 上 越 太 郎 ㊟

連絡先の電話番号 000-000-0000

添 付 情 報 住所変更証明書

令和〇年〇〇月〇〇日申請 新潟地方法務局 上越支局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により免除

不動産の表示

所 在 上越市土橋

地 番 〇〇〇番

地 目 宅 地

地 積 123.45平方メートル

所 在 上越市土橋〇〇〇番地

家屋番号 〇〇〇番

種 類 居 宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 43.00平方メートル

2階 38.62平方メートル